

心的外傷後ストレス障害 診断基準

A. その人は、以下の2つがともに認められる心的外傷的な出来事に暴露されたことがある。		チェック
(1)	実際にまたは危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を、1度又は数度、或いは自分又は他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、または直面した。	
(2)	その人の反応は強い恐怖、無力感又は戦慄に関するものである。 (注：子供の場合はむしろ、まとまりのない又は興奮した行動によって表現されることがある。)	
B. 心的外傷的な出来事が、以下の1つ（又はそれ以上）の形で再体験され続けている。		
(1)	出来事の反復的、侵入的な苦痛を伴う想起で、それは心像、思考、又は知覚を含む。 注：小さい子供の場合、心的外傷の主題又は側面を表現する遊びを繰り返すことがある。	
(2)	出来事についての反復的で苦痛な夢 注：子供の場合は、はっきりとした内容のない恐ろしい夢であることがある。	
(3)	心的外傷的な出来事が再び起こっているかのように行動したり、感じたりする（その体験を再体験する感覚、錯覚、幻覚、及び解離性フラッシュバックのエピソードを含む、また、覚醒時又は中毒時に起こるものを含む）。	
(4)	心的外傷的な出来事の1つの側面を象徴し、又は類似している内的又は外的きっかけに暴露された場合に生じる、強い心理的苦痛	
(5)	心的外傷的な出来事の1つの側面を象徴し、又は類似している内的又は外的きっかけに暴露された場合の生理学的反応性	
C. 以下の3つ（又はそれ以上）によって示される、（心的外傷以前には存在しなかった）心的外傷に関連した刺激の持続的回避と、全般的反応性の麻痺：		
(1)	心的外傷に関連した思考、感情、又は会話を回避しようとする努力	
(2)	心的外傷を想起させる活動、場所又は人物を避けようとする努力	
(3)	心的外傷の重要な側面の想起不能	
(4)	重要な活動への関心又は参加の著しい減退	
(5)	他の人から孤立している、又は疎遠になっているという感覚	
(6)	感情の範囲の縮小（例：愛の感情をもつことができない）	
(7)	未来が短縮した感覚（例：仕事、結婚、子供、又は正常な寿命を期待しない）	
D. （心的外傷以前に存在していなかった）持続的な錯覚亢進症状で、以下の2つ（又はそれ以上）によって示される。		
(1)	入眠、又は睡眠維持の困難	
(2)	苛立たしさ又は怒りの爆発	
(3)	集中困難	
(4)	過度の警戒心	
(5)	過剰な驚愕反応	
E. 障害（基準B,C,及びDの症状）の持続期間が1ヶ月以上		
F. 障害は、臨床上著しい苦痛、又は社会的、職業的、又は他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。		

▶ 該当すれば特定せよ

急性：症状の持続期間が3ヶ月未満の場合

慢性：症状の持続期間が3ヶ月以上の場合

▶ 該当すれば特定せよ

発症遅延：症状の発現がストレス因子から

少なくとも6ヶ月の場合

※本文は「DSM-IV-TR 分類と診断の手引き」（医学書院）を参照しています。